

2010年10月1日

No.110

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

## 『本年の人事院勧告の取扱い等に関する申し入れ』を行なう

10月1日に召集される176臨時国会を前に、公務員賃金を人事院勧告以上に切り下げる動きが強まっていることから、社民党は、9月29-30の両日にわたり、片山総務大臣、仙谷官房長官及び岡田民主党幹事長（枝野幹事長代理が受領）に対して「本年の人事院勧告の取扱い等に関する申し入れ」を行った。これには、又市副党首、重野幹事長をはじめ中島衆議院議員、吉泉衆議院議員、吉田参議院議員らが参加した。



### <申し入れ項目 [4点]>

1. 人事院勧告制度を無視した一方的給与削減等は断じて行わないこと
2. 仮に人件費を効率化する際には、関係労働組合との誠実な協議を行うこと
3. 早急に公務員の労働基本権回復、消防職員の団結権付与の措置を講じること
4. 公務員制度改革については、拙速に陥ることなく慎重に対処すること

### <大臣などの発言・談話>

片山総務大臣は、「平時において人勧尊重は当然だ」としながらも、「財政破綻した夕張市の例もあるように、財政危機の下でそれでいいのかという声も出てくる」など、公務員の待遇を所管する大臣の立場を忘れて削減に含みを持たせた発言を行った。

仙谷官房長官は、人事院勧告の完全実施は当然のことであるが、民主党マニフェストで公務員賃金の20%削減を謳っているのもそれとの兼ね合いもあると述べた。

枝野幹事長代理は、申し入れを重く受け止め協議していくと語った。

### <あくまで勧告通りの実施を>

これに対して党側は、「財政危機は過去においてもあった。それでも勧告完全実施が、定着してきた経過を踏まえるべきだ」。「仮に1960年以来50年間にわたる民間賃金準拠方式を変えるとすれば、どのようにして公務員賃金を決めるのか新たな方式を示し、労使双方及び国民の理解を得るべきだ。定着したルールの一方的変更は認められない」などと指摘し、勧告通りの実施を迫った。

